

令和4年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月8日（木曜日）

10時00分開議

13時33分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第19号についての質疑を許可します。質疑はありますか。竹本文直君。

○7番 おはようございます。専決処分の報告なのですが、観光センターグラウンドの除草作業中に石をはねて、キャンプに来ておられたお客さんの車のガラスを割ったという案件ですけど、これ、毎回毎回いろんな事故が起こるんですが、町道において、石が上から落ちてきて、不測の事態で車に当たったとかやったら話は分かるんですが、除草作業中ということで、やっぱり除草する作業員、事業者に最低の注意義務はあると思うんです。

例えば道路脇で除草作業をしている人を見ると、作業員が飛散防止用の柵、板を持ってやっています。そういうことをやっておったのか。そういうことをやっておって、なおかつ事故が起こったんなら、町が補償するのも致し方ないと思うけども、そういう最低の注意義務を守らずにやっていたら、業者のほうにも責任があるんじゃないだろうかというふうに思うわけです。そこの辺の確認だけお願いします。

○議長 ただいまの質問に対する執行部の答弁。神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

グラウンドの、森の公園の、秋場の宿のグラウンドの入り口のバックネット下の除草をしていたときに、草刈り機を使って行っていたところ、少し離れた場所に駐車していた車両にはねた石が当たり、右側後部の窓ガラスを割ったということになっております。今言われましたネット等はやっておらず、1人で作業しておりましたが、十分距離を取って、大丈夫だろうということでやっておりましたが、結果的には十分な距離は取れていなかったということになっております。今後は十分安全確認を徹底して、このようなことが起こらないように指導してまいりたいと思っております。

作業していたのは職員でございます。事業所の方ではありません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第19号の質疑を終結します。

報告第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 これは補正予算で、結構、見てみると金額が大きいんですね、6,700万。内容を見てみると、コロナ関係の非課税世帯臨時特別給付金6,500万ということで、急いで処理する必要性はあったんだと思うけども、他町村なんかの状況を見ると、やっぱり臨時会を開いて、議会に諮った上でやっているところが多いんです。金額の大小じゃないですけど、やっぱりそういう対応も必要ではなかったのかなというふうには思いますが、どのように考えられて、こういうことをされたのか、お伺いします。

○議長 執行部の答弁、町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

9月の行政報告のほうで専決処分をさせていただきたいということで報告をした案件でございますので、何とぞご了承いただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第20号の質疑を終結します。

議案第59号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終結します。

議案第60号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終結します。

議案第61号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終結します。

議案第62号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終結します。

議案第63号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終結します。

議案第64号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終結します。

議案第65号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終結します。

議案第66号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 これは安居溪谷のことと思うんですけども、この更新をする、事実上更新して、審議委員会が審議されたとは思いますが、前回、特別委員会まで開いてやったんですけども、その引継ぎとか、いろんな関係というのは、きちっと町が一応報告を求めて、精査して、そして、何の問題もないということで、これがされたのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理についてですが、前回、前の管理者のときにはいろいろと問題はあったんですが、今回、安居溪谷株式会社さんについては、今回で4年目になるんですけど、それで新たに3年間ということで、現在のところ問題はなく、順調にはできていると思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終結します。

議案第67号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終結します。

議案第68号について質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終結します。

議案第69号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

そもそも論から入って申し訳ないんですが、疑問点をいくつか伺いたいと思います。指定管理制度の根拠法令を伺いたいと思います。

地方自治法244条は公の施設のことを定めており、定義でもわざわざ施設であることとされており、バスは動産。行政自身が法に準じていないのではないかと。無論、始めたのは古味町長のせいではないと思うので、率直なご答弁が頂けると、聞けると思います。普通であれば業務委託ではないかと。バスの運営ですね。

総務省のホームページを閲覧させていただきましたところ、指定管理者制度の運用についての発出ということで、ちょっと読ませていただきます。

「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、改めて制度の適切な運用に努められるよう、本日付で各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議長、各指定都市議会議長あてに本通知を発出したのでお知らせします」とありまして、町村には来てないかもしれませんが、ここで指定管理者制度の対象となる施設ということで、公の施設についていろいろ定義されております。

指定管理者が管理運営主体になり得る対象施設は公の施設と規定されています。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設と規定されています。地方自治法第244条、それは5つありまして、1つ、住民の利用に供するためのもの、2つ、当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、3、住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、4、地方公共団体が設けるもの、5番、施設であることの5つの要件を満たすものとされております。

よって、バスは施設じゃないと思うんですが、ちなみに、例えば福祉施設や病院、図書館、市民会館、保育所、児童館、体育館などの公的施設が挙げられます。ただし、行政事務執行施設、役場の本庁とか支所とかは含まれない。自治体の庁舎などの行政事務執行施設は指定管理者制度の対象に含まれないというようなことも書いております。

そこで、指定管理者制度というのは、公の施設の設置の目的を効果的に達成するためということで、普通地方公共団体が条例の定めるところにより、ほんで、これは条例を定めにかいかんということで、仁淀川町もバスの運営については条例を定めております。これの目的ですが、指定管理制度の目的は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対

応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を、節減を図ることを目的に創設されたということなんですが、このたび、1年間に80万円の運賃収入を得る、その対価としてサービスを行っているんですが、そのお金が1億円かかるという決算書が出ておりますが、このことに町民の理解は得られるのか。バスの存続は理解されると思いますけども、この決算書にはいろいろ疑問もあるところで

す。

質問の2点目は、十四、五年間、独占的に指定管理者制度でやって、民間のノウハウの効果があったのか、なかったのかということを知りたい。

次に、いろいろある中で、今回、諮問委員会ですか、何か検討委員会ですか、それを開いて、2者で検討委員会を行ったということですが、聞くところによると、単価が高いのに取れたと、高いところにやったということで、議会としてチェックするには、これは一応どういう理由か、議事録も見にやいくまいということで、その選定委員会の議事録を提出していただきたいが、いかがでしょうかという質問が3番目です。

それから、交際費が出ていました。細部に入りますが、交際費を調べたのでしょうか、町のほうは。営業の相手は誰か。町である。交際費は茶菓子代以外必要ないはず。事務所に来る人に出す茶菓子代は必要かもしれんけれども、5年間保存しているはずですので、これはやっぱり、ちょっと調査せにやいかんのじゃないかなというふうに思いますね。80万だったか、僕が見たのは。もっと高いところもあったようですが、ちょっと金額が不審であります。

それから、保険料が高過ぎる気がする。実地に証書を確認したのでしょうか。決算書だけでは分からんわけですね。しかし、ちょっと高過ぎるとか、不審な場合は、見て判断せにやいかんと思うんです。これは町民の血税が入りますので、その辺はしっかり総務課のほうで調べていただきたいし、要すれば、これは監査もやっているのか、監査報告なんかも聞かないけれども、それでいうと減価償却費の計上、これは長期契約を約束しているのか、短い3年ぐらいの周期のものをちょこちょこやっているのか分かりませんが、計上については、これもやっぱり疑問やと。

この前に全体協議会で総務課長が除雪機と言われたんですが、実際に提出された書類の中に除雪機が入っていないんじゃないかという件もちょっと聞きたい。

それから、これはマネジメントの中の書類に書いておりますが、販売費及び一般管理費が30%以内と書いておまして、バスは町の持分ということを見ると、業者側に相当有

利である、もうけを出すのが有利であると。一般管理費の中に役員報酬が入っちゅう関係で、相当有利であると。例えば建設業の粗利益の平均は22.3%と聞いております。これは相当、建設業の方の機械器具、パワーショベル、ダンプ、いろいろ、それから材料もいろいろ使った中で22.3%ですが、このバス事業については、ほとんど町の持分であるということで、あまり必要でないのに、ちょっと利益率が、取るのに、30%ではないですけど、利益率は高い部類に入るんじゃないかということが言えると思います。

それから、送っていただいた資料の中に、私のだけかもしれんけど、2、3が抜けてるんですけど、2、3が。②、③の資料が。また後で、これはね。

それと、この中に、資料の中に、運行原資100%みたいな運行について、すごい褒められたというようなことを書いていましたが、100%の運行原資というものは非安全的であって、運転手にある程度、裁量の余地を与えていなければ、かえって安全については反対の効果を生むのではないかと。クレームに対してのことも書いておりましたが、これについて、運転手の理由を聞かないとも聞いております。そういう意味で、今回2者やったということなんですが、結構現実と違うことも書かれているなという印象を持ちました。

従来、業務委託制度として、複数業者と契約をしておられたと思います。どういう理由で指定管理制度にし、全部を一括して、実質競争のない指定管理制度にしたのかを最後にお伺いしたいと思います。

以上で1回目、終わります。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 大野議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、指定管理制度の行ってというところでございますが、14年ぐらい前に指定管理制度が始まりましたので、当時のことは事故の関係で、委託から指定管理制度に移ったと記憶しております。

次に、その金額、令和3年度決算で1億円余りの指定管理料をお支払いしているわけですが、内訳としましては、町民バスが2,750万程度、スクールバスが7,400万余りの内訳となっております、町民バスが27%でスクールバスが73%という内訳になっております。スクールバスにつきましては、児童等の状況によりまして運行するものでございますので、そこは一定、前後していく可能性があるのかなと思っております。

次に、2点目の審議会のことについてでございますが、審議会は総合的に判断する場所でございますので、安全面、サービス面、あと、そして金額も総合的に判断して、審議会

の委員の方に、議案に上げています業者が指定管理者にふさわしいという答申を頂きましたので、今回、議案として上げさせてもらっております。

2点目の民間委託の効果につきましては、指定管理制度は、サービスの向上であるとか経費の削減を目的として、委託事業を含む直営経費と指定管理料の比較が必要になってきます。今年度行いました、ごみの収集委託業務における諸経費が40%でございます。バスも同じように人件費、燃料費等が主な直接的な経費となっておりますので、今回のバスの諸経費率が30%以内であるということは、明らかに高い金額ではない、その部分、削減はできているのかなと思っております。

4点目の交際費等の部分につきましては、先週の全員協議会の中で指摘されました事項につきましては、業者に聞き取り等の調査を行いまして、適正に収支は行えている、問題ないという報告を受けております。指定管理制度にした理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 それでは、再質問を行います。

15年前に事故の関係で始まったということで、ご答弁でございます。その事故というのを知らない人も出てきているかもしれませんので、若干補足して説明をいたしたいと思えます。

それは平成18年、2006年ですが、3月3日午後2時30分頃、高知県春野町で道路左側のレストラン駐車場を出発したスクールバス、日野メルファ、今現在使っているスクールバスですが、国道56号の交差点へ道路外から右折、横断して進入しようとしたところ、高知県警察交通機動隊の巡查長が運転する白バイと衝突し、当時26歳の巡查長は胸部大動脈破裂で死亡いたしました。スクールバスの運転手と乗客の仁淀川町立仁淀中学校3年生22人と教員3人にけがはございませんでした。

スクールバス運転手は安全管理不十分のまま道路へ進入して事故を起こしたとして逮捕、起訴されましたが、運転手は、起訴事実はなく、バスは停止しており、複数証人もいる、冤罪として無罪を主張いたしました。弁護士らが交通事故鑑定人とともに検証実験し、マスメディア、これは瀬戸内放送、テレビ朝日とKSBが目撃者を取材すると。

○議長 ちょっと質問中ですが、簡潔に。本題とあまり関係がないので、簡潔にお願いします。

○5番 関係あるんですよ。

○議長 その制定にはあるかもわからんのやけど、もっと簡潔に。

○5番 それで、これは、バスが急ブレーキをかけたとする警察と検察側の主張に疑義がありというて、マスコミは言うています。こういう事故がありましたのが、今言うた平成18年3月3日でございます。

そして、その後、その事故の原因については、いろいろ捜査費の問題とかがあったようですが、それは飛ばせという議長のあれですので飛ばしますが、そのことで、平成18年の3月の事故を教訓に、町は直接やるのをやめて、業務委託をしました。その業務委託はちょうど私も受けまして、業務委託で芋生野線をやった時期がでございます。その後、業務委託から指定管理制度へ移ったという、そういういきさつがあったわけです。

そのときにちらっと聞いたのは、これは入札じゃいかんと、入札がないのがええというので、指定管理者制度を導入したんだというような話も聞いたことがございますが、要するに平成20年から始めております、指定管理制度を。それで、1億円の内訳で、2,700万円が町民バス、7,400万がスクールバスということですが、私が見た資料の中に、減価償却費を、2,700万が町民バスと7,400万がスクールバスですが、減価償却費を全部、町民バスとスクールバスに分けちよる資料があったんですが、これはちょっと、業者がスクールバスとか町民バスで減価償却するのはおかしいんじゃないかという疑問もございました。

次に、ご答弁で、審議会は安全サービス、総合的なことで答申をされるということでしたが、それに疑義があるので、ちょっと議事録を出してもらいたいと、議会として判断するにはそれが必要じゃないかというふうに思います。

それから、民間委託の効果で、ごみの場合は40%が諸経費であるということですが、諸経費じゃなくて一般管理費、決算書というのは、粗利益というて、必要経費をのけたものを粗利益というて出して、そこからの一般管理費で、バス事業者も30%、その中から報酬を抜けるよというようなことで、ほかの30%、3,000万、一般管理費を1,000万で済ませれば、2,000万もうけということになって、結構高いので、ごみの場合は諸経費に人件費が入っちゅうんじゃないかなという気はするんですけどね。

最後に、大事な交際費ですが、交際費は、相手にどうなっちゅうと質問して、適切にやっていますというて、納得して帰るようなものじゃないと思うんじゃないけど、それはやっぱり帳票を見ないけませんよ、帳票を見らんと。帳票というのは、領収書とか請求書とか、そういったものを監査せんと、真実は分かりませんので、それなしに来たんかとい

うことになるので、それはちょっと議会としてチェックしたとは言えんと思うんですね。せっかく出てきたので、交際費、帳票チェック、これはやっぱりせにゃあ、80万かかるはずがないですよ、交際費に。何に使うちよるんかというのは、税務署のあれで5年間保存しとかんにゃあいかんので、いつでもチェックできますので、それはやるべきじゃないかなと思います。

そういうことで2回目を終わります。以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野議員の質問にお答えします。

まず、減価償却の件なんですけど、スクールバスと町民バスに分けておるというのは、事業費のベースで案分をして、償却を分けているということですので、ご理解いただきたいと思います。

それと、仁淀川町の施設指定管理の選定審議委員の満場一致をもって選定されたことは尊重されるべきではないかと考えます。その他の経費につきましても、決算書が担当税理士によって作成されたものであり、確かなものだと考えております。

今回のプロポーザルは2者であり、両者ともに不都合はなく、仁淀川町公の施設指定管理者選定委員の採択結果を尊重するのが適当であると考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 適切な答弁とは思いますが、今やっちょかんといかんような気もするんですが、肝腎の指定管理者制度の施設に対する事業について、バスに持ってきてやっているという悪弊はずっと残っていくわけですよ。時間がないし、しょうがないと思うんですけど、その辺がそのまま見過ごしてええのかという問題も出てきます。

それから、交際費はやっぱり、今回提案ですが、これはやっぱり帳票までチェックすべきではないかと思えますけどね。うがった見方をすりゃあ、誰と交際しとるんかなという、誰を接待しとるんかなというような疑いも出ないとも限らんというところですので、これはしっかりお願いしたいと思えます。

私のほうからは以上で終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 ご質問の、いろいろ保険であるとか、交際費であるとか、減価償却であるとか、そういったものは全て調べております。そして、交際費というのは、なかなか領収書とい

いますか、例えば葬式であるとか、それからお見舞であるとか、そういったものも含まれておりますので、全て領収があるわけではございません。そして当然、交際費ですので、お中元であるとか、そして、いろんな会合等への参加費であるとか、そういうこと全て含めての金額でございますので、ご理解願いたいと思います。

そのほかの保険料であるとか、そういったものについても一応、この金額は、内容は何であるかとか、そういったことで調査をしております。

私は以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 大野議員のご質問にお答えします。

確かに指定管理制度を採用している団体というのはあまりございません。ですので、今後、事故の関係もございしますが、直営の委託に戻すような研究も今後していきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 議長、私は今、決算書を抜粋して質問する内容を皆さんに配付をしてもらいたい。お願いします。

○議長 特に問題ない資料ですか。

○1番 はい。

○議長 そしたら。

○1番 それでは、質問をさせていただきます。

今、大野議員から自治法について発表がございました。その中で、この指定管理は公共の福祉であると。あるいはまた、不当な利益が出てもいかんというふうな内容の文書を読み上げていただいたと思います。

そこで先月の、11月29日ですか、協議会を皆さんで開きました。そのときに、疑問点を申し上げました。町長にも領収書を整えてくれというお話を申し上げました。そしてまた、総務課長からは減価償却についての話を聞きました。数字も聞きました。

そんなことがありますけども、私は今、皆さん方のお手元のほうに、私の不審点をずっと書いたものです。そしてまた、議員全員に過去5年間の決算書の提出をお願いしたいということで申し上げた。

今、3回でございますので、皆さんに分かりやすいように提示をさせていただきます。

いま一つ、これは役員報酬、これをずっと見ても990万、それから給与手当、前年度は912万5,489円、それから賞与726万、これは町民が、私からも随分、町内の方々に聞いて回りました。あるいは土木業者に聞いて回りましたけども、1億足らずの事業でこれだけの報酬があるんかよというのは、皆さんの意見でもありました。

そしてまた、その下のほうに、先ほども大野議員からも交際費についてお話がありました。平成29年、大ざっぱに申し上げますけども、150万の交際費。3年度は86万3,000円。今、町長からもお話がありました。私は事業もしておりましたけども、交際費というものは自分の会社で立ち上げたものなので、高かったら削除されます、事業に対して。そして、その交際費の内容、これは先日もある他の町村で、指定管理で交際費というのは何ぞやと聞きました。お中元、お歳暮もあるでしょう。接待交際費じゃないかというふうな指摘もされています。このような交際費が出るのは全くおかしい。相手は町です、対象相手は。事業を拡大するために接待費は、普通の事業者はやります、一般企業は。だから、先日も領収書を出してくれということを申し上げました。

それともう1つ、その下に書いていますけども、減価償却。これは11月30日に総務課長から聞きました。除雪機、決算書にはない。これ、11月30日のご報告も願いたいと思います。

それから保険料。丸を書いていますけども、書いてないかな、みんなの。保険料。平成29年度、182万。その翌年度には456万。前年度には390万。この保険料というのは何ですか。これ、私はバスの上乗せの保険だろうと思うんですよ。これ、13台のバスです。私は先日、相手方の仁淀バス、何ですか、名前は、というところの提出した保険料を見ました。それが230万です。そしてまた、同じ営業をしよるところにも聞きました。随分安くなって、うちは5万以下ですよという話も聞いてまいりました。だから領収書を出してくれと。これは出せないことないですよという話を申し上げました。

それからまた修繕費、聞きたいことは多々ありますけども、13台のバスで、今動いている車は11台ですかね。あとは全部、事故があったらいかんということで保管をしておるバス。年間300万の修理代。私も運搬事業をしていましたけども、修理代というのはあまり要らないです。

細かいことを言いました。いろいろなところが不審点があります。そしてまた、その車検料、空白が29年、30年にあります。その翌年度からは、13台のバスか分かりませんが、64万ぐらいになっている。だから、決算書が凸凹なんですよ。不信感があります。

それからもう1つ、今、相手方が、両者が書いておるプロポーザルをやったときに、車両運搬具、これを見ました。29年度は349万ですか、はしたを抜きますけど。それから、これは決算、償却していると思うんですが、3年度は19万5,817円。この車両運搬具ということは、仁淀川町のバスを運営している会社が車両運搬具というのは意味が分からないんです。これもご説明を願いたい。

これ、ゆっくりやりますので、執行部は書いてください。まず1回目、こういうご質問をしたいと思います。

同時に、11月29日に総務課長が、いわゆる減価償却のありようということ、金額をもって、当時のことをこの場で説明してもらいたい。

まず1回目は終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員のご質問にお答えします。

減価償却については、先ほども申しましたけれど、事務所であるとか、それから休憩施設、車庫の関係、そして駐車場のアスファルト関係、それと、バスの車庫まで行き来する車両、そういったもの、それから備品関係、エアコン等もありますが、そういったものの減価償却でございます。

それと、保険料につきましては、一般的な車両の上乗せ保険のほかに、人身事故や死亡事故に会社として対応するために、災害補償重視型定期保険というのに入っております。それが非常に高いです。社長が亡くなったりしたときの保険でございます。そういったことで、上乗せ以外にそういった保険を掛けておるということです。

そして、修繕料につきましては、修繕料の下に車検修理というのがありますが、令和3年という65万ぐらいなんですけれど、この車検修理のほうは、車検のときにかかる手数料であるとか、重量税であるとか、そういった経費になって、その車検修理の上を書いてある修繕料、これが実質的に車検時に直さんといかんところ、そういったところに充てられている金額であります。

総じて言うと、この用途については、受託者側の企業に一定の裁量の余地があるものと考えておりますので、細かい領収を集めるとか、そういったことまではなかなかできないんじゃないかと思っております。

それと、先ほども言いましたが決算書、そういったものも、会計士のほうにお願いして作成しておりますので、ある一定確かなものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えします。

減価償却につきましては、令和3年度につきましては全部で12施設、台数等がございまして、その中で一番取得金額が高いのが本社事務所というふうな形になっております。

○議長 岡田良成君。

○1番 今言うたのは、総務課長、あなたは、この間の29日には、建屋が七十何万、舗装費が15万、除雪機の償却をしておりますというのは、あなたの答弁ですよ。皆さん書いています。議事録に載っていますよ。だから、協議会で言ったことと、ここで言ったことが違うたらいかん。

それともう1つ、今、町長が申し上げられた交際費、いろいろあるだろう。私、ずばり言うて、相手方の、うちが指定をしている、この議案に出ていますけども、あれはどこですかね、仁淀観光。私、昨日行きました。あなたのところは交際費どうですと聞いたら、町から受けた指定管理で交際費を使うことはありませんと。私はバス会社をやっていますので、旅行会社との付き合いがあります。6万ぐらいです。これは一般住民から見たら、交際費が29年度に、先ほども申し上げましたけども150万、そしてまた、前年度でいうと86万、あり得んですよ。不当な利益を上げたらいかんとというのは、先ほどの自治法にも載っちゃう。決算書はでたらめ。

それから、先ほど申し上げましたけども、除雪機。マネジメントが買うちよったら、これに載らないかんですよ、決算書に。載ってない。

それから、これは1回目も言いましたけども、車両運搬具という答弁が抜けています。保険料、今、町長が申し上げましたけども、社長の保険が入っちゃう。これは普通から言うたら、指定管理だって、車とか、車にも上乗せかかっていますよ。社長の保険が入っておるといのはおかしいですよ。どこが受取りですか。あり得んですよ。これも指定管理で、全部これは税金ですよ、この事業は。今、この事業でもうかっているのはバス代です。70万ぐらいの利益を上げているだけ。ほかは全部税金ですよ。

そして今、交際費の中身については領収書がもらえんと言ったけども、保険料なんか、公にしても構わんですよ。なぜ公にできないのか。29年のときにも、これとこれとこれ、領収を出してくれと言う、一切出てこん、領収書が。今、保険料を聞いても高過ぎる。いうてみりゃあ、社長の保険に入っておる。誰が受取りですか、社長が亡くなって。その事

業がなくなったらどうなるんですか。このマネジメント会社は純然たる町との取引ですよ。この中にほかの企業を交えてやっておるんだったら、分かるところはありますけども、当然、町長、これは公にしなきゃ、後で問題になりますよ。今、あんたの答弁では、社長も保険に入っておる。あり得ん。あり得ないです。

だから私は今、これを見たときに、いろんな意味で不信感を持ちました。そして、先日も回ってまいりました。ある企業を調べました。あり得ん。町から請けるものに交際費というのはあり得ん。これは一般企業でも、今現在、土木業者でも、80万の交際費は使っていないですよ。私が商売しました、交際費を出した、税務署にこれは高過ぎるぞ、交際費が、削除してくれというような話があるんですよ。だから私は今、不信感を持っておるのは、この事業だけで使ってるのかえと、ほかの事業に使ってるんじゃないかえという不信感がいっぱいです。

それから、先ほども言うたけども、車両運搬具というのは理解できん。バスの運送会社が車両運搬具というのはありますか。

それともう1つ、29日には、いろんな資産の台帳を出しましたけども、これは町が貸与したことにならんかよとまで聞きました。調べるという言葉頂きました。

そしてもう1つ、この決算書以外に修理代を鎌倉で出しよる、それも領収書を出せ。今、本当にこの決算書の内容が、赤字があれば、町が出してやることもあるかもわからん。決算書には剰余金が出ておる。200万から300万、あるいは150万とか、出ています、ばらばらに、年度によったら。しかし、一般会計からマネジメントのバスを抜いたんだから、修理代を出したって理由にならん。

いろいろ申し上げましたけど、ゆっくりご答弁を願いたいと思います。今、2回目ですから、よく私も注視をしながら答弁を聞いています。だから、的確に私の質問に対して、ご答弁を願いたい。

だから、これが今、町長は、税理士がやっているから間違いないと言う。だったら、これは会社へ行ったら領収書がありますよ。交際費は出せんかったら出さんでもええ。保険料は出さないかん。出さないで不信感になりますよ。これは町税、いわゆるこれは税金ですよ、運営は。だから全く、これはなぜかというたら、14年間やってきた結果ですよ。これは毎年毎年、決算書を出さないかんでしょう。実際に執行部は精査しておるのか。今まで来たから、なあなあになってきとるんじゃないか。これから古味町長が受けたら、毎年決算をして、不当な利益が上がったら金額を下げてもらう。

今、私が思うのは役員給料。給料を皆さん取っておる。それがまた剰余金が出ておる。剰余金が出ておるにもかかわらず、鎌倉は一般財源から出しよる。あり得んですよ。

1つずつご答弁を願います。漏れがあったら、また質問します。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員のご質問にお答えします。

まず償却の件なんですけど、先ほど総務課長も申し上げましたが、全部で12項目に上るといふことで、まず一つ一つ言いますと、本所の事務所、運転手の休憩施設、屋根つき車庫が3つ、駐車場のアスファルト舗装が2つ、それからタイヤチェンジャー、除雪機、高圧洗浄機と管理用車両とエアコン、この12点を償却しております。そして、今言いました除雪機については、自己購入のため、当然、減価償却という対応を取っておるといふことであります。

そして、交際費については、先ほど仁淀川交通のほうはいくらであるとか、あれはいくらであるといふような話がありましたけれど、全然、運転手の数とか、そういうところで数も違いますし、そこら辺で交際費もちよっと上がってきておる、そして、いろんな会合にも出ておるといふことで、交際費が高くなっておるのではないかと思います。

そして、あと、町が出した鎌倉自動車への修理代という件でございますが、これは、町民バスのエンジンオイルの減りが異常に多くなったため、鎌倉自動車で見てもらった結果、エンジンの内部に原因があるため、エンジンを降ろしてオーバーホールを行わないと故障の原因が分からないといふようなことで、これは相当の日数もかかり、修理金額もいくらかかるか分からないと、さばいてみると分からないといふことで、エンジンの世界であれば、修理日数も短期間で済み、修理金額もはっきりしてくるとの回答があったため、町で協議を行い、エンジンを載せかえて修理をすることとし、令和3年3月議会で補正予算が可決後、相見積りの結果、鎌倉自動車と契約を行ったといふ経緯があります。

修繕費の負担は、株式会社マネジメントサービスに過失はないと判断して、町が負担をしたといふ経緯があります。このときの修繕費用が85万ぐらいといふことであります。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えします。

償却資産の車両運搬費でございますが、以前は管理車両2台で運用しておりましたが、現在は1台で運用しているといふ話を聞いております。これにつきましては、仁淀にも事

務所がございますので、そこへの行き来等でございます。

実際は2台あるんですが、減価償却しているのは1台。償却が終わったということで、ここに上がっているのは1台分でございます。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、町長、除雪機の償却、これは相手方がやっている。これは相手方の、仮にその会社を買うたもんやったら仕方がない。しかし、この今の決算書はマネジメントの決算書です。一家で財産で買うたら、出ないかんですよ。それはちょっと町長、その辺りを勉強してよ。今言う答弁は自分らは分からん。自分も先ほど言いましたけど、商売しよったけど、1年買うちよっても、買うた資産で減価償却、それは載ってこないかん、この決算書に。それが載ってない、除雪機は。

それから今言う交際費、相手方は少ない、従業員が。こっちが多い。従業員が多い、少ないじゃないですよ、交際費は。それは今、交際費が要ったとか、それはある程度分かる。あまりにも違う。人に聞かせても、これが交際費かよというふうな、これはいうてみたら、普通の企業は接待交際費ですよ。変なことを言うたら、執行部は接待されちゅうかえと疑問に思われても仕方がない。

最後ですけど、とことん申し上げますけども、今、1つ、交際費の問題が、私は出してくれと、領収書を。減価償却も出してくれと。あるいはまた、何か出してくれということ注文つけましたよね。一切領収書が出てこん。保険料。保険料をやっているけど、社長が事故があった場合には保険を掛けると。こんなところはないですよ、公の施設で。社長は社長の自分の収入から保険を掛ける。指定管理をしたところから、それを上乘せを抱えるって、あり得んですよ。通常、そんな話は、指定管理個々の施設から受けたものではありません。

それから、今も言うふうに、一般車両具というのは、普通だったら車と書きますわ。これがそういうふうな名目で出てくる。それを持ってきて、これは29年、この前年度は分かりませんが、399万。これしかないんです、過去を持ってないんですけど、どういう車を買うたか。あるいは今も言うふうに、町長、これを執行部も、普通だったら指定管理で、皆さんの税金でやっている事業、福祉の目的でやった事業、これが妥当かということをやっぱり精査をして、もし仮に指定管理者の会社やったら、町から受取り分として請求されたら一切出てくると、それぐらいの決算をせないかん。出せない。指定管理をやっ

いるけども、税理士に頼んでいるから分かりません、税理士を信用する、こんなことはあり得ん。後で問題が出ることはしちやあいかんですよ。

今の区分分け、こういうものを見たときに、人件費、これは運転手さんの業務ですよ。それから臨時と書いていますが、この話は聞いたけども、もう1つの決算書には、名目が変わっておる。こんなような出し方をしたら、みんな不審です。だったら、この決算書と同じように、内容がきちっと合わないかん。数字は合っています。だから、1つずつ見たら、さっきも言うたとおり、車の修理費も高いんじゃないかと。これを見たら、1万5,000kmしか乗ってないですよ、車は。それで先ほどの鎌倉に別途会計から出したと。エンジン乗る人が、エンジンオイルが漏れよったと。これは当然マネジメントがやらないかん。この中の決算じゃ、まだほかにも出していると。おかしい。修理ミスがあったら、そのための管理でしょう、この会社は。1回受けたものを、お金が足らんから頂戴やって、その車はどうしたよと言ったら、エンジンオイルが漏れて、エンジンがおかしゅうなったから替えた。普通だったら通らん。通らない、社会。

だから、いろんなことで、今度は初めて町長も代わった、この契機に、どこが取ろうとも、今も言うふうに、これは役場の直営でやったら、こういうふうな問題は起きん。これはなぜ、これだけ問題が出てきたかというたら、今まで一手にここがずっとやってきておった。決算書が出たのは初めてです。こんなことしてなかったら、同じように続いておった。だから、これは一般から見ても、役員報酬990万、1億円かかるような事業で、これを一般の業者に見せたら、頭を疑いますよ、町民も。

私、昨日も商業高校の子に見せました、これを。見たら、「私らが見てもちよっとおかしいね」と、「不審があるね」、「聞かないかんですね」。一般の人が見ても分かる。だから、今も言うふうに、もうちよっと町長、中身を精査して。大事な税金を使っているんだから。

それともう1つ、この業者が出している、マネジメントが出している5年度の計画書。今、手元にはないかな。ちよっと今、空覚えで言いますけども、一時の日当が2万1,700円、待機時間が六百七十何ぼだったと思います。ということは、これを試算にして、町はお金を払っているんだろうと思うんですよ。今、本当にマネジメントで働いている方々は1万円ぐらいですよ。

先日も言いましたよ。ある方は給料明細を全部見せても構わんよと。今ここにおられる直孝議員、車で通ったけど、運行しても1万ですと。「ボーナスはどれぐらいやった」、「年間20万以下です」。だから、公の、仁淀川町から下請をする会社がこれだけの予算、

普通の会社がピンはねはいいですよ。ピンはねというのは分かりませんか。そういうことはいいです。でも、あまりに金額が、これで精査したものだったら太過ぎる。これぐらいもらうんだったら、従業員に見てあげる。

だから私は、今も言うふうに、賃金台帳を渡してくれと、出してくれと。これは普通の民間会社は毎月毎月見て、年に一遍、賃金台帳をちゃんと出してますわ。源泉徴収をやってますわ。だが、出してくれという領収書は全く出ない。話だけである。これは本当に他の企業から、真面目にやっている仁淀川町の町民からしたときに、我々も腹が立ちます。一般住民の方々も、こんなことはおかしいと。今、1日が2万1,700円要求、待機時間六百七十何ぼ、これはちょっと今、数字がはっきり分かりませんが。

だから町長、もうちょっと、町民の税金やから、精査をして、町民がどれだけ難儀しておるか、もうちょっと執行部も考えてもらいたい。だから、こういうことを提言したことによって、仁淀川町が改善されるだろう、来年の決算も出てくるでしょう、適正なものが。

そしてもう1つ、今言うふうに、今、言われましたけども、これは体制を変えるべきです。もうけ過ぎちゃいけません。先ほど前段に申し上げたこと、福祉向上のためであると、ここを前提にしたとき、こういうことはあっちゃなんですよ。

だから、もう1回申し上げますけれども、領収書は出ませんか。この間から言っています。その答弁。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 いくつかご質問ありましたが、まず除雪車についてなんですが、これは令和2年3月に購入しております、バスの駐車場から国道439号に出るまでの道路が坂道になっており、降雪時に除雪をしないとバスが出発できないために、令和2年3月に除雪機を370万円で購入しております。降雪シーズンに3回程度使用したが、使用頻度が少ないため、令和4年6月に売却済みということで聞いております。

次に、人件費なんですが、人件費が990万と、非常に役員報酬が高いという指摘でございましたけれど、これは3名分の人件費ということになっております。

そして、決算書を提出させるべきではないかということでございますが、決算書は毎年出されております。

次に、5年度の計画書の中で、人件費、バス運転手の単価であるとか、そういったことがございましたけれど、例えば工事などの人夫賃、人件費、それはまた設計書と、設計金額と実際支払われている金額、これは当然違うというふうなことで、そういったところで

行政は利益を出しておるといふようなこともあろうかと思ひます。当然、工事とかそう
いふところで、そういふものの領収書を求める、そういふことは全くございませ
んで、ご理解願ひたいと思ひます。

また今後は、事業の在り方ということでしたけれど、今後は業務委託等も視野に入れて、
今後また考へていきたいと思ひておひます。

○議長 竹本副町長。

○副町長 岡田議員からご質問のありました、鎌倉自動車に支出したバスの修理代の件で
ございませけれど、バスにつきましては、役場が貸し付けておるものでございまして、
エンジンに不具合があるという、バスの安全運行自体に問題のある故障でありまして、ま
た、軽微な故障とは言はず、これは持ち主である町が修繕をするのが適当じゃないかとい
うふうに考へておひますので、その点をご理解を頂きたいと思ひます。

以上です。

○1番 終わったけれど、もう1回やらせてください。ちょっと疑問があるので、もう1回
ください。

○議長 質問、さっき、しちよつたんじゃろうか。しちよつたやつで、ぬかりじゃろうか。

○1番 ぬかりじゃない。

○議長 新たにやるんですか。

○1番 今のやつぬかりよ。

○議長 ぬかりがあつたんですね。

○1番 今も言うふうには、修理代については、管理の中へ入らないかんというの。だから、
別に出さないかん理由がない。もうけておる、決算書が。だから、先ほどから、前回から
申し上げるように、保険料にしても、領収書が出て不都合はない。だから、そういうも
のを、見せられぬ領収もあるでしょう。しかし、保険料というのは違ふたらいかんですよ。
今聞いたら、社長に保険料を掛けるといふのは、これは不都合な話。だから、こんなこ
とでは管理ができてない。

今、いろいろ申し上げましたが、ちょっと今、全部が全部覚えてませんけども、私は、
誰に見せてもいい決算書、出るべきです。それだけは申し上げておきます。

終わりです。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者あり)

○議長 今、休憩の動議がありましたので、11時30分まで休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号について、質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 ただいま、お二人の議員から、マネジメントの決算書について、納得がいかない、おかしいというところを、るる指摘を聞きました。どのような質問であったか、私がここで振り返って言うまでもないことと思います。

この質問は、私は今日、恐らくこの案件について、反対討論があるものと予定しておりましたから、討論のほうに控えておりますから、その際、重複するかもわかりませんが、お二人の議員さんは問題を取り違えております。

指摘された質問については全て、町長が答弁をしたように、税理士が書いて、問題ないと報告済みの案件ばかりでございます。議論の必要はございません。この場で議論するような問題ではありません。

要は、バス運行については何が一番大事だということが全く議論されていない。これは安全性であります。どれだけバスを安全に運行するか、この質問が全くない。あれがおかしい、これがおかしい、これが要るわけがない、そんなことはここで議論する場じゃないんです。もし、これに問題があるのであれば、実際裁判所へ行くなり、どこなりするなりして、おかしいといって訴えれば済むこと。

白バイ事故が出ました。平成18年の3月3日です。午後2時、時間は覚えておりませんが、私はこのとき、ちょうど広域議会の最中でした。当時の藤崎町長が「若藤、困ったでや。スクールバスが事故をやった」。そして、結果はご承知のとおりでございますが、そのときに、絶対に事故を起こさない会社、事故を起こしても全責任を取ってくれる会社をつくらなければならない、そういったことで設立されたのが、今の仁淀川マネジメントでございます。だから、以後14年間、マネジメントは人身事故も、重大事故も一度も起こしておりません。こういうふうな大事なところへは全く触れずに、ただ決算書がおかしい、あれが要るわけがない、聞いていて聞き苦しかった。やっと終わりました。私は一度で終わりますが、そういうことで設立されたマネジメント株式会社であり、一番我々が尊重しなければならないのは、いかに安全に乗客を運ぶかという、それでございます。14年間、人身事故も重大事故も一度も起こしておりません。

恐らく反対討論があるものですが、そのときにも申し上げますけど、280万km、地球を7周しておるんです、これまでの14年間の累積、延べ走行距離が。こんな会社はほかにありません。それを私はここで申し上げて、質問を終わります。町長、私が今言ったことに間違いがあったら指摘してください。答弁をお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 町民を運ぶ車、そして児童生徒を運ぶ車ということで、やはり第一に考えるのは安全管理、安全面だと思います。安全が保障されて、かつ安ければ、またこしたことはないんですけど、何よりも優先されるのは安全ということではないだろうかと考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 事業計画書を見て、高い、差がある、そのような話もございましたけど、あの金額はあくまで計画であって、指定管理者が決まったら、それからいくらでやってくれるかという、交渉する金額ではないんですか。だから、今ここへ出てきている金額は決定した金額じゃないはずですよ。そうでしょう。それをもって高い、安いというようなものじゃないです。

以上、終わります。

○議長 町長、答弁。

○町長 やはり先ほども言いましたが、安全管理、それが最優先されるべきだと思います。金額が安いから、高いからということではなくて、まずは安全管理が、安全計画が最優先されるべきだと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 執行部にお尋ねします。できれば選定委員の名前を教えていただければ、ありがたいです。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 選定委員の発表といいますか、それはお答えできません。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 この件で審議をした結果、6人の委員の皆様は、全員が今のこの挙げている業者がふさわしいということで答申を受けております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終結します。

議案第70号についての質疑を許可します。質疑はありますか。片岡智準君。

○6番 副町長の説明では、今後、建物なんかについてはどうするかというたら、今後話し合いをするというように聞いておりました。そのとおりでいいんでしょうか。

それと、それも含めた指定管理料になるかという点と、次、営業内容、どういう営業内容でされるということでプレゼンを受けたか、それのご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 片岡議員のご質問にお答えいたします。

現在の施設につきましては、原則的には今のままでやっていただきたいと思いますし、ただ、これからまた調査もしまして、老朽化しているような器具とか、建物の修理が必要な場合は、それは最適にはさせていただかなければならないと思いますし、また、新しい団体が、新たな業務とかを始めたいとの申出があれば、それは協議をしていく必要があるかと思いますが、基本的には現在の状態で営業していただきたいというふうに思っております。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 町の地域懇談会ですか、意見交換会のときに、名野川地区、僕も出席させてもらって、笑美寿茶屋がちょっと入りづらいというか、真ん中にキッチンがあって、右と左で分かれておって、ちょっと使いづらいみたいな話が結構出ていました。改修の際、町民の意見も反映する予定はありますか。

○議長 執行部、答弁。副町長。

○副町長 そういうご意見もあるのは聞いておりますし、また、今回お願いする団体が決まりましたら、その辺のことも含めて話をしたいと思いますが、できるだけ新たな改修とかいうようなことは少なくしたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長 ぬかりがあったと片岡議員、言いよりましたね。執行部、答弁ぬかりがあったようですので。大石総務課長。

○大石総務課長 片岡議員のご質問にお答えします。

まず営業でございます。営業時間が午前8時から午後5時までとし、休館日は週1回程度設けて、あと、年末年始を休館日と予定しております。

主な内容につきましては、日曜日、祝日などにつきましては地元のとっぺんそば組合の手打ちそばの実演販売等を行いまして、集客を図って、観光客をおもてなししたいという話を受けております。

以上です。

○議長 ほかに。片岡智準議員。

○6番 要は今、回答で聞くと、営業内容、とっぺんそばをやるということなんですけども、それ以外の飲食店の提供やはしないということではないんですか。

といたしますのは、とっぺんそばをするにしても、現在のままでは保健所の許可が下りません、あの建物では。ということは当然、あそこの改修やら、そういったものもなければなりませんし、うどんやらの一切提供がないということであれば、物を前で今、販売しています。地域の方がかなりのいろんなものを持ち込んでやっていますけども、そういう営業も一切しないということではないのでしょうか。

○議長 副町長。

○副町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

これまでやっていた飲食を中心とするような営業も同じようにはされると思います。細かいところまでは分かりませんが、それから、先ほどから指定管理のこの内容でお話ししていますように、指定管理団体が決まりましたら、これからまた内容を協議いたしまして、指定管理料等も決定していくこととなりますので、そういった協議の中で今のそばの話ですとか、そういったこともお話しさせていただいて、なかなか改修等が難しいようなことであれば、当然営業できませんし、そんな大きな改修がなくていいということであれば、またその辺は指定管理の団体と色々な詰めをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 今、副町長は営業されるというような感じでのプレゼンを受けたように私は聞きました。ただ、地元の方やら、いろんな人からの話を聞きまして、いろんな人が、こんなんでええんかなというような内容ですが、その内容は、今後の営業は観光協会の会員さん

が日替わりであそこに詰め、商売をされるということで、たまたま昨日のお昼に私が食事をした際に、会員さんの方がおられました。あなた、来て、山の木を切るだけじゃのうて、うどんを出してくれるんかよと聞いたら、「何にもそんな話は聞いておりません」という会員さんの話です。ほかの会員さんなんかでも、そういうことも聞いておりませんと。そしたら、この店はやめるんかということを聞いたら、いや、店はするみたいなことを言う。だったら誰がするんやというたら、それは分からんと。そんな曖昧なプレゼンを受けて、指定管理でここに出してきたんか。実に曖昧な審議委員さんなんかのご意見やなというように思いました。そこら辺りが全く、笑美寿茶屋自身が今後運営されるかどうかなんて、非常に疑問の残る内容ですので、いま一度、しっかり確認をされて、こういう、いわゆる指定管理という形で上げてきていただきたいというように思います。

といたしますのは、念のため一言だけ、私も余分なことやっただけですけども、県会議員の横山文人さんもあその会員さんです。今度は県会議員、日頃から来て、ちよつとうどん1杯いかがというような形で、注文したら作ってくれるんかと言うと、ちよつと言いますと、それはないやろうというような言い方でした。そこら辺りを踏まえて、会員さんが日替わりで来てやるという、そんなにええかげんなプレゼンを受けて、それを審議委員さんなんか、それはええ話やというて、もろ手を挙げて答申をされたのかというようなこともちよつとお伺いしたいなと思います。

終わります。

○議長 執行部、答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 片岡智準議員のご質問にお答えします。

基本的には1日約2名程度で営業したいというふうにもお伺いしています。やはり何人かで、主になる方を決めて回していききたいというお話もお伺いをしております。

それから、会員さんの話はちよつと分かりかねますけれども、中津観光協会さんは84名のかなり多くの会員さんもいらっしゃいますので、皆さんにそういったところの話が、まだちよつと協議もせないかんということも聞いていますので、全ての話が会員さんに伝わってなかったのではないかと推察しております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終結します。

議案第71号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終結します。

議案第72号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終結します。

議案第73号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第73号の質疑を終結します。

議案第74号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第74号の質疑を終結します。

議案第75号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第75号の質疑を終結します。

議案第76号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第76号の質疑を終結します。

これで質疑を終了といたします。

暫時休憩します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第19号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第20号、専決処分の報告について（令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号））におきましては、地方自治法第180条の規定による報告であります。これについて、ご承認いただけますか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第59号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案どおり可決されました。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第61号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第62号、仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第63号、仁淀川町高齢者生活福祉センター「なごみの里」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第64号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第65号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第66号、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第67号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第68号、仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第69号について討論はありませんか。5番、大野直孝君。

○5番 それでは、これについて反対の討論をさせていただきます。

先ほど質疑におきまして、安全が第一だご意見がございました。それは尊重いたします。そういう意見があっても全く不思議ではない。ただ、我々の質問は意味がないとまでご指摘がございましたが、この点については大人げないんじゃないかと思ひまして、堂々と反対の討論をさせていただきます。

安全第一は当然の話でございます。今回の場合、先ほど平成18年の事故が起きましたが、このとき、安全の責を負うのは、あくまでドライバー自身です。管理者の云々というのは関係ないわけです。

関係あります。すみません。先ほど若藤も申ししておりましたが、その事故について、ちゃんと長は困ったがやというふうには言うてくれました。それはドライバーにとってもありがたいことだと思いますけども、事故は、このドライバーは1人で置き去りにされたという状況は、相手側との訴訟で、行政としては、ドライバーが闘っている最中ですが、相手側からの訴訟に全く冤罪だと言っているのも、闘うこともなく。

○議長 反対の討論ですので、要点を簡潔にお願いします。

○5番 当時1億円を支払って済ませたのであります。ここに、安全運転であっても死亡事故はあり得るんだなというふうにも思います。ここは血税の使い道でございますので、町民目線でいきますと、先ほど言いましたように、指定管理者に替えたいきさつの中で、ドライバーへの軽視があったのではないかなという点もあるのではないのでしょうか。何らかの改革を期待したく、ドライバーの待遇改善も期待したく、今回の案には反対をさせていただきます、そういうふうに思います。

ちょっと言葉は足りませんが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 続きまして、原案に賛成の方の討論をお願いします。片岡智準君。

○6番 私は原案に対して賛成で討論をさせていただきます。

午前中に、この議案第69号についての質疑がありまして、る説明がありました。しかし、その中で若藤議員から出ました説明、仁淀川町のマネジメントサービスさんは地球を数十周も走って、なおかつ事故が1件もない、こんなすばらしいのは、運転手もさることながら、管理者の安全管理の徹底がいかに行われているか、アサインをされているんじゃないかなというように思います。

私は寺村のグラウンドへ、大体1週間に3回ぐらい、夕方、上がったたり下りたりしています。そのたびに寺村から3人ほどの小学生が行っており、その送迎で週に3回ぐらいはこのバスに、スクールバスに会います。本当に安全運転をされているなというのは、つぶさに見ておりますので、こんなすばらしい業者さんに反対する理由はございませんし、やはり乗っている子供たちも安心安全で乗っているのではないかなというように思いまして、今回のこの案件については、私は賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長 反対討論はありますか。岡田良成君。

○1番 反対討論をいたします。

安全については、今、お話を聞いたとおりでございます。そしてまた、誰が考えても、

安全は大事であります。

今、新しく参入しようとする会社にしても、当然のことながら、安全は遵守した計画書を出しておると思います。そのような観点から、そしてまた、この事業については、先ほどから申出がありましたように、お話がありましたように、とにかく皆さんの税金です。税金を本当に運用されておるかというのを、やっぱり議会議員の1人として、議会議員の責務として、説教する責務があります。そういうところから先ほども質問をさせていただきました。

今回の反対討論については、まず交際費、29年度には152万、そしてまた、昨年には86万、公の仕事を請け負った者が、これは個人企業だったら当然払います、お客さんの接待、仕事を取るための接待がありますけども、公の施設を預かった者が、交際費がこれほど高く出ることは、私は納得ができません。

そしてまた、減価償却、何か町長も、あるいは副町長も現地に行ったような話を聞いておりますけども、今、この町の施設はほとんど貸与です。事務所、建物、そしてまた、タイヤチェンジャーとかいうのがありますけども、これも十数年前に買ったものです。だから、その明細を見せてほしいということで申し上げましたけども、中身が出てこない。

それからもう1点、保険料。今、30年度には456万、昨年は390万、その内訳を先ほど聞きました。その内訳の一部の中に会社の社長の保険料を入れておる。今、企業からも聞いてまいりましたけども、企業ではある時間もうけたら、もうかったら、利益が出たら、会社の社長の保険を掛ける場合があると。しかし私は、先ほどから申し上げましたように、公の施設から、あまり利益を出すような用事でもないだろう、税金の無駄遣いはできない、こういう現状の中で、社長の保険料を支払っておるというのは、私はもってのほかだと。今、決算書を見ても、毎年200万以上の黒字が出ておる。そしてまた、中の経費は全部取っておられるというふうなことが不思議でなりません。

先ほども申し上げましたけども、聞きましたけども、車両運搬費、車だと聞きました。私は、普通であれば、バス会社がいたので、何かを輸送する運搬車じゃないかなというふうにしか、今、思っておりません。今、聞きましたら2台ということですけども、ほかの決算書にも車両運搬ということで2台が出ております。

そしてまた、最後の1点ですけども、鎌倉自動車に八十何万何がしの修理代を払った。私は請けたほうが修理代を払うべきじゃないかと。じゃあ、どういう決定があったかと、どういうそのことが起きて、これだけのものを支払ったかというたら、オイルがめげ

ちよった。これは運転管理上のミスじゃないかと思うんですよ。

そしてまた、私は常々言っておりますけども、今、仁淀川町の町民がどんな生活をおるか。こう考えたときに、必ずしも町民に言える支払い方法じゃないんじゃないかというふうに思います。それもまた、決算書は利益が出ると、利益が出ておるのに一般財源から出しておる、こういうことです。

だから私は、今のこの決算書を見たときに、議会議員の責務として、チェックする機関であります。そういうことからしたときに、町民の目線、あるいは国の公費を使っておる事業、こういうことを見たときに、私は町民の代表として、こういう決算書で承認をするわけにはいきません。したがって、今回の六十何号ですか、この案件については、反対をいたします。

○議長 続いて、賛成討論はありますか。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。

議案第69号に賛成の討論をさせていただきます。

指定管理者の指定については、選考委員会において候補が選出され、議会へ提案されます。反対討論は、原則として条例や規則、手続等に不備があり、公正公平な選考が行われなかった場合に限りです。なぜなら、個人の損得や私情により否決されますと、指定管理者選定制度の意味がなくなり、今後、選定審議会委員を引き受けてくれる方がいなくなるおそれがあるからであります。指定管理制度そのものが脅かされます。

先ほど反対討論をお聞きしましたが、条例や手続の不備は一切指摘されず、決算書、これの中身がおかしいと、名誉毀損になりかねないような反対討論でございました。コミュニティバス、町民バスの導入に当たっては、国土交通省より導入に関するガイドラインが発せられております。これを抜粋いたしますと、市町村が運行を委託する場合の選択方法として、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、安全性、利便性、緊急時の対応能力等、総合的に評価することが重要である。とりわけ安全面には十分な配慮が必要であるとなっております。業者から申請された予定価格よりも安全性が重要となっております。その安全性の1番は旅客運送事業の実績と記されておまして、実績が最重要視されております。実績は、仁淀川マネジメントサービスが傑出しており、対抗できる業者はおりません。

次は、国交省による処分の状況と記されておりますが、マネジメントサービスは、処分は一度も受けておらず、優良事業所として表彰されております。

次に、重大事故発生の状況と記されておりますが、重大事故、人身事故とも、一度もありません。平成18年3月、白バイ事故発生後、当時の執行部から、事故を起こさない、事故を起こしても、全責任が持てる会社を設立してほしい、このように執行部から頼まれ、平成20年に設立されたのが株式会社仁淀川マネジメントであります。以来、14年間の走行距離は延べ280万キロメートル、地球1周が4万キロメートルでありますから、地球を70周したことになります。運行本数は延べ9万6,000本、僅かな接触事故は17回ございますが、運転手10名のうち9名がゴールド運転手であり、事故率は僅か0.02%であります。去る11月24日、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会が開催されましたが、以上の実績が高く評価されまして、6名の選定審議会委員全員の満場一致で株式会社仁淀川マネジメントサービスに決定をしております。どうか議員の皆様、執行部案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 ほかに反対討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第69号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第70号、笑美寿茶屋の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第71号、仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第72号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算(第4号)については原案どおり可決されました。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第73号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第74号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第75号、令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第76号、仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

以上で討論・採決を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第2号、子どものための保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の採択についてを議題とします。

発議第2号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号については原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元の申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和4年第6回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時33分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員